

金沢大学入学者選抜試験での不正行為について

I. 金沢大学入学者選抜試験においては、次の行為は不正行為とし、受験者は入学試験において失格となります。

- ア 志願票、答案用紙に故意に虚偽の記入をすること。
- イ カンニング（試験時間中にカンニングペーパーや参考書、他の受験者の答案を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。
- ウ 他の受験者に答えを教えたり、カンニングの手助けをすること。
- エ 試験時間中に、問題冊子、下書き用紙、答案用紙を試験室から持ち出すこと。
- オ 「解答はじめ」の指示の前に、問題冊子を開いたり、解答を始めること。
- カ 試験時間中に許可された筆記用具以外を使用すること。
- キ 「解答やめ。鉛筆や消しゴムを置いて問題冊子を閉じてください」の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり、解答を続けること。
- ク 面接・口述試験において試験前に、既に試験が終了した他の受験者から試験に関する内容を教えてもらうこと。
- ケ 面接・口述試験において試験後に、これから試験を受ける他の受験者に試験に関する内容を教えること。

II. 上記以外にも次のことをすると不正行為とみなすことがあります。不正行為と認定した場合には、Iの場合と同様に受験者は入学試験において失格となります。

- ア 試験時間中に、携帯電話等の電子機器類や許可された筆記用具等以外のものをかばん等にしまわず、身に着けていたり、手に持っていたりすること。
- イ 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信音、アラーム、振動音など）を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
- ウ 面接・口述試験において試験前に、面接・口述試験控室等で携帯電話等の電子機器類を操作すること。
- エ 試験に関することについて、自身や他の受験者を利するような虚偽の申出をすること。
- オ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- カ 試験場において試験監督者等の指示に従わないこと。
- キ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。